

平成 29 年 9 月 7 日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成●●年（〇〇）第●●号 督促処分取消等、過誤納金返還等、通知処分取消請求控訴事件（原審・大阪地方裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（甲事件）、平成●●年（〇〇）第●●号（乙事件）、平成●●年（〇〇）第●●号（丙事件））

口頭弁論終結の日 平成 29 年 7 月 6 日

判 決

控訴人（第 1 審甲事件・丙事件原告） X 1

（以下「控訴人 X 1」という。）

控訴人（第 1 審乙事件原告） X 2

（以下「控訴人 X 2」という。）

被控訴人（第 1 審被告） 国

処分行政庁 堺税務署長

裁決行政庁 国税不服審判所長

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- （1） 原判決を取り消す。
- （2） （甲事件）

ア 堺税務署長が、控訴人 X 1 に対し、平成 20 年 8 月 20 日付けでした原
判決別紙 2 別表 3 番号 1 記載の督促処分のうち、本税額が 1 億 3 4 7 0 万

円を超える部分を取り消す（以下、この請求を「請求１」という。）。

イ 堺税務署長が、控訴人X１に対し、平成２０年８月２０日付けでした原
判決別紙２別表３番号２及び３記載の各督促処分を取り消す（以下、この
請求を「請求２」という。）。

ウ 堺税務署長が、控訴人X１に対し、平成２０年８月２０日付けでした
原判決別紙２別表３番号４から６まで記載の各督促処分を取り消す（以下、
この請求を「請求３」という。）。

エ 控訴人X１は、控訴人X２が平成１９年１２月１９日付けでした原判
決別紙２別表１番号２記載の申告に基づく贈与税の連帯納付義務を負担
しないことを確認する（以下、この請求を「請求４」という。）。

オ 被控訴人は、控訴人X１に対し、２４５５万３８５８円及び原判決別
紙３別表１番号①から⑧までの「金額（控訴人X２に係る連帯納付分）」
欄記載の各内金に対し、それぞれ対応する同別表「還付加算金の発生の年
月日」欄記載の年月日から各支払済みまで、それぞれ原判決別紙別表２「期
間」欄記載の各期間に対応する同別表「割合（年）」欄記載の各割合によ
る金員を支払え（以下、この請求を「請求５」という。）。

カ 被控訴人は、控訴人X１に対し、２億１４０５万３８５８円及びこれ
に対する平成２２年６月１６日から支払済みまで年５分の割合による金
員を支払え（以下、この請求を「請求６」という。）。

キ 国税不服審判所長が控訴人X１に対し、平成２１年１１月２７日付け
でした裁決を取り消す（以下、この請求を「請求７」という。）。

（３） （乙事件）

ア 控訴人X２は、控訴人X２が平成１９年１２月１９日付けでした原判
決別紙２別表１番号２記載の申告に基づく贈与税の納税義務を負担して
いないことを確認する（以下、この請求を「請求８」という。）。

イ 堺税務署長が、控訴人X２に対し、平成２０年１月９日付けでした原

判決別紙 2 別表 2 番号 1 記載の無申告加算税賦課決定処分が無効であることを確認する（以下、この請求を「請求 9」という。）。

ウ 大阪国税局長は、原判決別紙 4 別表 1 番号 1 記載のとおり、原判決別紙 2 別表 1 番号 2 記載の申告に基づく控訴人 X 2 の贈与税に充当した 7 7 2 0 万円を、原判決別紙 2 別表 1 番号 3 記載の申告に基づく控訴人 X 2 の贈与税に、充当適状になった日から充当せよ（以下、この請求を「請求 1 0」という。）。

エ 大阪国税局長は、原判決別紙 4 別表 1 番号 2 から 6 まで記載のとおり、原判決別紙 2 別表 1 番号 2 記載の申告に基づく贈与税として控訴人 X 2 が納付した金員を、原判決別紙 2 別表 1 番号 3 記載の申告に基づく控訴人 X 2 の贈与税本税、加算税、延滞税の残額が完済に至るまで、納付した日付の古いものから順次、充当適状になった日から充当せよ（以下、この請求を「請求 1 1」という。）。

オ 被控訴人は、控訴人 X 2 に対し、9 7 1 万 8 3 0 5 円及びこれに対する平成 2 5 年 7 月 2 4 日から支払済みまで、原判決別紙 3 別表 2 「期間」欄記載の各期間に対応する同別表「割合（年）」欄記載の各割合による金員を支払え（以下、この請求を「請求 1 2」という。）。

（4） （丙事件）

堺税務署長が、控訴人 X 1 に対し、平成 2 3 年 9 月 2 8 日付けでした控訴人 X 1 の平成 1 7 年 1 2 月 ● 日相続開始の被相続人 A に係る相続税の更正の請求は理由がない旨の通知処分を取り消す（以下、この請求を「請求 1 3」という。）。

（5） 上記（2）オ、カ、上記（3）オにつき、仮執行宣言

2 控訴の趣旨に対する答弁

（1） 主文と同旨

（2） 仮執行免脱宣言

第2 事案の概要

甲事件は、亡A（以下「A」という。）の妻であった控訴人X1が、Aの子であるB（以下「B」という。）及び控訴人X2がAからの贈与に係る贈与税及びこれを本税とする延滞税及び無申告加算税を滞納したとして、堺税務署長から、相続税法34条4項の連帯納付義務（以下「本件連帯納付義務」という。）に基づき原判決別紙2別表3記載の各督促処分（以下「本件各督促処分」という。）を受けたため、原判決別紙2別表1記載のB及び控訴人X2の各贈与税申告（以下、同別表の番号順に「B平成17年分申告」、「X2平成15年分申告」及び「X2平成17年分申告」という。）並びに原判決別紙2別表2、同別表3番号4から6まで記載の各無申告加算税の賦課決定処分（以下「本件各賦課決定」という。）がいずれも無効であり、これに基づく本件各督促処分の一部又は全部が違法であるなどと主張して、被控訴人に対し、本件各督促処分の取消し（請求1から3まで）を求めるとともに、被控訴人に対し、控訴人X1がX2平成15年分申告に基づく贈与税（以下「X2平成15年分贈与税」という。）の連帯納付義務を負担しないことの確認（請求4）、控訴人X1がX2平成15年分贈与税として納付した誤納金及びこれに対する還付加算金の支払（請求5）、堺税務署長、堺税務署職員及び大阪国税局調査担当職員（以下、併せて「堺税務署職員等」という。）が徴収及び告知等の義務に違反したことにより控訴人X1が損害を被ったなどと主張して、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償金及び遅延損害金の支払（請求6）並びに本件各督促処分に対する審査請求手続に瑕疵があったと主張して同審査請求に対する裁決（以下「本件裁決」という。）の取消し（請求7）を求める事案である。

乙事件は、控訴人X2が、X2平成15年分申告が無効であると主張して、被控訴人に対し、上記申告に基づくX2平成15年分贈与税を負担していないことの確認（請求8）、原判決別紙2別表2番号1記載のX2平成15年分贈与税に係る無申告加算税の賦課決定処分が無効であることの確認（請求9）、控訴

人X 2がX 2平成1 5年分贈与税として納付した誤納金及びこれに対する還付加算金の支払（請求1 2）並びに上記誤納金をX 2平成1 7年分申告に基づく贈与税（以下「X 2平成1 7年分贈与税」という。）に充当することの義務付け（請求1 0及び1 1）を求める事案である。

丙事件は、控訴人X 1が、堺税務署長に対し、Aの死亡により開始した相続（以下「本件相続」という。）に係る相続税（以下「本件相続税」という。）の申告書を提出した後、贈与者であるAが負担し控訴人X 1が相続した本件連帯納付義務を本件相続税の課税価格の計算上債務控除すべきであるとして、平成2 3年5月3 1日に更正の請求（以下「本件更正の請求」という。）をしたところ、同年9月2 8日付けで、堺税務署長から更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件通知処分」という。）を受けたため、被控訴人に対し、同処分の取消しを求める（請求1 3）事案である。

原審が、控訴人らの請求をいずれも棄却したため、控訴人らが控訴した（なお、控訴人X 1は、当審において、請求6につき請求を減縮した。）。

1 関係法令の定め

原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」1（原判決5頁2 3行目から1 0頁2行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

2 前提事実

次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」2（原判決1 0頁3行目から1 6頁2 4行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

- （1） 原判決1 0頁2 2行目の「本件合意書には、」の次に「Aの所有する財産につき、控訴人X 2及びBに対し、A死亡の際の遺産分割に代わる生前贈与を行うこととすること、Aの財産は概ね次のとおりであることを確認するとして、現金及び預貯金1 5億円、不動産、有価証券が列挙されていたが、列挙された不動産の中には本件土地は記載されていなかった。そして、

本件合意書には、」を加える。

- (2) 原判決 11 頁 14 行目の「南区」を削り、15 行目の「なお、」の次に「堺市においては、平成 18 年 4 月 1 日区制が施行され、堺市●●は堺市南区●●になった。そして、」を加え、同行目の「17 筆」を「16 筆」に改め、16 行目の「同市」を「堺市」に改める。
- (3) 原判決 11 頁 19 行目の「本件贈与を」から 20 行目の「されている」までを「本件合意書に基づき、本件贈与を本日実行する旨が記載されている。そして、本件土地については、平成 17 年 7 月 29 日、B の強い希望により、A が土地購入代金 1 億 7 5 0 0 万円を立替え支払いし、A の名義（厳密には D の名義）に所有権移転登記した旨の記載もされている」に改める。
- (4) 原判決 11 頁 21 行目の「本件土地につき、」を「登記名義人を D とする本件土地につき、」に改める。
- (5) 原判決 12 頁 12 行目の「当事者間で」を「当事者間に」に改める。
- (6) 原判決 12 頁 18 行目から 19 行目にかけての「財産の価額を 0 円とする旨の記載とともに、」を「財産の価額の欄は空欄とされ、」に改める。
- (7) 原判決 13 頁 5 行目から 6 行目にかけての「A を相続した」を「A の権利義務を相続し、A から訴訟承継した」に改める。
- (8) 原判決 16 頁 9 行目の「29」の次に「、142 号甲 3」を加える。

3 争点（「争点 1」などの争点の番号は、原判決に従うこととする。）

- (1) A が B に対し本件土地を贈与したか等（請求 1、3 の争点）（争点 1）。
- (2) A が控訴人 X 2 に本件各定期預金を贈与した時期はいつか等（請求 2 ～ 5、8 ～ 12 の争点）（争点 2）。
- (3) 控訴人 X 1 が負うべき連帯納付義務の範囲に関し、
ア 控訴人 X 1 は、延滞税について連帯納付義務を負うか（請求 1、3 の争点）（争点 6）。

- イ 控訴人X 1 は、無申告加算税について連帯納付義務を負うか（請求3の争点）（争点6、7）。
- （4） 誤納金充当処分の義務付け及び誤納金還付請求に関し、
- ア 控訴人X 2 がX 2 平成15年分贈与税として納付した誤納金は、X 2 平成17年分贈与税に充当されるべきであり、その結果、誤納金充当処分が義務付けられるか（請求10、11の争点）（争点12）。
- イ 控訴人X 2 の誤納金還付請求権が時効により消滅するか（請求5、12の争点）（争点8）。
- ウ 控訴人X 1 の誤納金還付請求権が充当により消滅するか（請求5の争点）（争点9）。
- （5） 控訴人X 1 の国家賠償請求に関し、
- ア 堺税務署職員等が徴収義務、告知義務等に違反したか（請求6の争点）（争点4、5）。
- イ 損害及び因果関係（請求6の争点）（争点10）
- （6） 審査請求手続において本件審判官が国税通則法97条1項の規定する調査権限を行使しなかったことが違法か（請求7の争点）（争点11）。
- （7） 本件通知処分につき、
- ア 期限経過後の更正の請求を認めるべき事由があるか（請求13の争点）（争点13）。
- イ 本件連帯納付義務が債務控除の対象となるか（請求13の争点）（争点14）。
- （8） なお、原判決は、争点3として、相続税法34条4項が憲法29条及び13条に反する旨の控訴人らの主張を摘示しているが、控訴人らは、控訴理由書において、この主張を維持しているわけではない旨を述べている。
- 4 争点に関する当事者の主張
- （1） AがBに対し本件土地を贈与したか等（争点1）。

次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第２ 事案の概要」４（１）（原判決１８頁２５行目から２１頁１６行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決２０頁１４行目から２４行目までを、以下のとおり改める。

「ア 本件土地は、Ｅの事業用にＥが購入しようとしていたものの資金繰りがつかなかったため、Ｅの取締役であるＢが、Ｄの代表者であるＡに依頼し、Ｄが、Ｅへ転売することを前提として、金融機関から借入れをし、取得代金を拠出することにより、ＮことＯ（以下「Ｏ」という。）及び有限会社Ｐ（以下「Ｐ」という。）から購入し、登記の名義もＤとされたものであることから明らかなように、その所有者はＡではなくＤであった。

そして、売買契約書においても、Ｄが売主、Ｅが買主とされ、売買を原因としてＤからＥへと所有権移転登記がされ、代金の支払等を約したＤ宛ての念書及び領収書が存在し、他方、Ｂは自らが贈与を受けたことを前提とした行動を執っていないことからして、Ｄから本件土地の所有権を譲り受けたのは、Ｅであって、Ｂではない。

したがって、ＡがＢに本件土地を贈与した事実はなく、このことは、ＥがＤに対し、本件土地の売買代金を支払っていないことによって変わるところがない。現に課税庁も、その後に、本件土地をＥが所有するものとして、滞納処分を行っている。」

イ 原判決２１頁１６行目の次に改行して、以下の記載を加える。

「そして、本来納税義務者のした申告の内容が客観的に誤っている場合には、誤った期限後申告に基づいて連帯納付義務を負うことはなく、連帯納付義務者は、その誤りを指摘し、連帯納付義務の不存在を主張して、自己に対する督促処分の取消しを求めることができる。

Ｂが平成２０年１２月１８日にした平成１７年分の贈与税の期限後

申告の課税価格には、贈与を受けていない本件土地の価格が含まれており、申告の内容が客観的に誤っていたから、連帯納付義務者である控訴人X 1は、本件土地の贈与がなく、1億3470万円を超える連帯納付義務を負うことはない旨主張して、督促処分のうち1億3470万円を超える部分の取消しを求めることができる。」

- (2) Aが控訴人X 2に本件各定期預金を贈与した時期はいつか等（争点2）。次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」4（2）（原判決21頁19行目から25頁24行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決22頁2行目の次に改行して、以下の記載を加える。

「 なお、贈与による財産取得の時期は、書面によらないものについてはその履行の時とするのが原則であり（相続税法基本通達1の3・1の4共―8（2））、控訴人らが主張する同通達1の3・1の4共―11本文は原則的な扱いではないし、この本文の理解も誤っており、本件各定期預金証書が作成された時期に贈与の履行がされたと推認される旨の控訴人らの主張も独自の見解にすぎない。」

イ 原判決22頁15行目の「大阪国税局から」の次に「の」を加え、23頁24行目の「うち5000万円分についての」を削る。

ウ 原判決24頁7行目から10行目までを「書面によらない贈与の場合、財産の取得時期はその履行が終了した時と解される。そして、相続税法基本通達1の3・1の4共―11本文によれば、名義の登録・変更を伴う定期預金の贈与の履行の終了時期については、原則として、預金の開設時期に贈与がなされたと推認されることになり、別の時期に贈与されたと主張する者は、その推認を破る事情を反証する必要がある。」に改める。

エ 原判決24頁13行目の「作成され、」を「開設され、その開設に当たり、Aが控訴人X 2を伴って各金融機関に赴いており、開設時に各定期預

金証書に記載された届出住所は、控訴人X 2 及びその家族の住所地であって、Aの住所地ではなく、」に改める。

オ 原判決2 4 頁1 7 行目の「原告X 2 は、」から1 9 行目の「ものである。」までを以下のとおり改める。

「平成1 4 年1 月2 4 日に預替えの手続が行われているところ、この手続に先立ちQ信用組合の担当者がAのもとを訪問した際には、Aは印鑑を持っておらず、そのため、上記担当者は「異例扱」で処理せざるを得なかった。そして、Aは、控訴人X 2 に印鑑をAのもとに持参させ、同日、預替えの手続をし、その終了後、上記手続に使用した印鑑を控訴人X 2 に返す際に、控訴人X 2 に対し、「これも持っとけ、こんなことをしてくれる親はおらんぞ」と言って、本件各定期預金②の新しい預金証書を渡した可能性が高く、控訴人X 2 は、同月2 8 日には、本件各定期預金②につき自由に払い戻して使用できる状況になったから、控訴人X 2 が本件各定期預金②の贈与を受けた時期は、同日頃であり、平成1 5 年ではない。」

カ 原判決2 4 頁2 0 行目の「同人」を「A」に改める。

キ 原判決2 5 頁2 0 行目から2 4 行目までを以下のとおり改める。

「ウ X 2 平成1 5 年分申告は、平成1 9 年1 2 月1 9 日にされたところ、上記のとおり、平成1 5 年8 月に贈与された事実自体が存在せず、本件各定期預金①については、既に除斥期間が経過し消滅していた贈与税を申告したものであり、本件各定期預金②については、贈与の申告年分を誤って申告したものである。

そうすると、X 2 平成1 5 年分申告は絶対的に無効であり、仮にそうでないとしても、同申告には、客観的に明白かつ重大な誤りが存在しており、同申告は、控訴人X 2 において、除斥期間の満了により租税債務が消滅していないと誤信し、あるいは、贈与がないのにあると

誤信してされたものであるから、錯誤により無効である。

エ また、本来納税義務者のした申告の内容が客観的に誤っている場合には、誤った期限後申告に基づいて連帯納付義務を負うことはなく、連帯納付義務者は、本来納税義務者において申告の効力を争うことができるか否かにかかわらず、その誤りを指摘し、連帯納付義務の不存在を主張して、自己に対する督促処分の取消しを求めることができる。

そして、控訴人X 1は、本件各定期預金①については、除斥期間の経過により控訴人X 2の納税義務は消滅し、控訴人X 1の連帯納付義務も消滅していることを主張し、当該部分についての督促処分の取消しを求めることができるし、また、本件各定期預金②について、自らの主張として連帯納付義務が存在しないことを理由に督促処分の取消しを求めることができる。」

(3) 控訴人X 1は、延滞税及び無申告加算税について連帯納付義務を負うか(請求1～3の争点)(争点6、7)。

ア 被控訴人の主張

原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」4(6)のうち、原判決32頁8行目から22行目まで及び同4(7)のうち、原判決33頁24行目から34頁1行目までのとおりであるから、これを引用する。

イ 控訴人X 1の主張

(ア) 延滞税及び無申告加算税は、いずれも適正な申告をしない者に対して申告納税制度維持の観点から加えられる行政上の制裁であって、本来納税義務者に対して適正な申告を促すことを目的とする。

そして、連帯納付義務者である贈与者は贈与税の申告義務を負わないから、適正な申告をしなかったことに対する制裁を申告義務が課せられていない連帯納付義務者である贈与者に課すことは妥当ではない。また、延滞税及び無申告加算税の発生の有無及び金額は、本来納

税義務者の行為によって変動し、連帯納付義務者は連帯納付義務の内容を確定することや延滞税及び無申告加算税の発生を止めることなどもできない。さらに、延滞税及び無申告加算税を連帯納付義務の対象とすると、課税庁は本来納税義務者に対する適切な徴収を放置し、その職務怠慢の責任を連帯納付義務者に転嫁させることになりかねない。

本来納税義務者であるBは期限内に申告せず、期限後申告をしたものの全く税金を支払わず、控訴人X 1 が連帯納付義務を履行しても、敵対関係にあるBに求償することができるはずもない反面、控訴人X 1 は、連帯納付義務の内容を確定することも延滞税及び無申告加算税の発生を止めることもできなかったのであり、このような状況の下で、控訴人X 1 に対し、適正な申告をしなかった本来納税義務者に対する制裁である延滞税及び無申告加算税をそのまま負担させることは、延滞税及び無申告加算税の趣旨に反している。

よって、相続税法34条4項の連帯納付義務の対象を限定解釈し、延滞税及び無申告加算税は、連帯納付義務の対象から除外されると解すべきである。

- (イ) 仮に無申告加算税が連帯納付義務の対象となり得るとしても、これを課すかどうかは個別に判断すべきである。すなわち、加算税については、正当な理由がある場合には賦課しないと定められており（国税通則法66条1項）、納税者の都合を個別に判断することが想定されているし、加算税は適正な申告をしなかったことに対する行政上の制裁であるから、連帯納付義務者に対してこれを課すべきかは個別に判断すべきであるからである。そして、真に納税者の責めに帰すことができない客観的な事情があり、加算税の趣旨に照らしてもなお、納税者に加算税を課することが不当又は酷になる場合には、上記の「正当

な理由」がある。

連帯納付義務者は、連帯納付義務の内容を確定することも加算税の発生を止めるために代わって支払うこともできず、その負担を回避する法的な手段がないから、本来納税義務者に申告納税を促したり、課税庁に贈与の情報を提供して、本来納税義務者に対する徴収の実行を促すしかない。控訴人X 1 は、Bや控訴人X 2 に贈与税の申告を促し、課税庁に贈与税の成立を基礎付ける資料を提出してその適切な対応を求め、できる限りの対応をしたから、加算税の賦課をすべきではない「正当な理由」がある。このことは、延滞税についても同様である。

よって、控訴人X 1 に対する督促処分において、連帯納付義務の内容として、延滞税を課すことは違法であり、いわんや加算税を課すことは許されない。

- (4) 控訴人X 2 がX 2 平成1 5 年分贈与税として納付した誤納金は、X 2 平成1 7 年分贈与税に充当されるべきであり、その結果、誤納金充当処分が義務付けられるか（争点1 2）。

原判決3 8 頁1 6 行目の「そうすると、」から1 9 行目までを次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」4（1 2）（原判決3 8 頁1 3 行目から3 9 頁5 行目まで）のとおりで、これを引用する。

「そして、控訴人X 2 がX 2 平成1 5 年分贈与税として納付した1 億0 1 7 1 万8 3 0 5 円は誤納金であり、これが、課税庁による充当処分がされることにより、X 2 平成1 7 年分贈与税の未納分に充当されなければ、控訴人X 2 は、X 2 平成1 7 年分贈与税として負担する1 億円以上もの贈与税を免れることができないから、「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」が存在する。」

- (5) 控訴人X 2 の誤納金還付請求権が時効により消滅するか（争点8）。

原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」4（8）（原判決34頁4行目から35頁2行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

（6） 控訴人X1の誤納金還付請求権が充當により消滅するか（争点9）。

原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」4（9）（原判決35頁4行目から36頁2行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

（7） 堺税務署職員等が徴収義務、告知義務等に違反したか（争点4、5）。

ア 控訴人X1の主張

（ア） 徴収義務違反

相続税法34条4項に基づく連帯納付義務者の地位は、本来納税義務者に従属しており、連帯納付義務者は、本来納税義務者が申告しないうちは、連帯納付もできず延滞税の発生を止める手立てがないなどの不利益があることに鑑みれば、本来の納税義務の申告期限が既に経過しており、連帯納付義務者が、贈与税の成立を裏付ける資料を提出し、本来納税義務者に対し、申告・徴税を促すよう申し入れた場合には、課税庁は、速やかに調査に着手し（国税通則法74条の3）、督促状を発し（同法37条2項）、決定処分（同法25条）を視野に入れて、本来納税義務者に申告を促すなどして、租税債務を確定させ、徴税手続を執る義務が発生する。

S税理士（以下「S税理士」という。）は、平成18年8月頃、Bや控訴人X2の受贈の事実を堺税務署長らに話し、T税理士（以下「T税理士」又は「T」という。）は、同年10月6日、贈与を裏付ける書類（本件合意書及び本件覚書）を堺税務署に提出し、控訴人X1は、同月10日、Aを被相続人とする相続税の申告に際し、上記書類を提出した。他方、B及び控訴人X2も、同月6日に相続税申告書を、同月10日に訂正申告書を提出したが、上記書類と対比すれば、申告が過少であることが分かった。そうであれば、堺税務署職員等には、控

訴人X 1の申告内容との齟齬を調査し、申告漏れの財産の有無等を調査し、それに応じた徴収を行う義務があった。しかるに、堺税務署職員等は、その調査も徴収も行わなかったから、徴収義務に違反している。

(イ) 告知義務違反

財務省設置法19条、相続税法34条4項、国税通則法52条2項、国税徴収法32条1項の趣旨目的に照らし、連帯納付義務者から、連帯納付する前提として、具体的に問い合わせがあった場合には、国税通則法25条等に基づき、課税庁には、本来納税義務者の申告や納税の有無、連帯納付義務者において支払が必要とされる税額等を連帯納付義務者に伝える義務が発生する。すなわち、本来の納税義務の申告期限が既に経過しており、連帯納付義務者の側から贈与税の課税要件を裏付ける具体的な資料の提示があり、連帯納付の責任が発生する危険性やその範囲について情報開示請求があった場合には、課税庁は本来納税義務者の申告状況について調査し、合理的な期間内にその内容を告知する義務を負い、さらに、連帯納付義務者が、本来納税義務者が申告・納付していない場合に対処する意思をもって申告・納付の状況の開示を求めた場合は、可能な限り速やかにこれを告知すべき義務を負う。

そして、連帯納付義務者である控訴人X 1は、B及び控訴人X 2が贈与税の申告をしていないのではないかと危惧し、堺税務署職員に対し、法定申告期限はもとより督促状を発布すべき期間が徒過していることが明らかに分かる資料を提出し、連帯納付義務が発生する危険を訴えて、適正な課税を促し、未納税額があればそれを支払う意思をもって、申告の有無や未納税額を尋ねたから、堺税務署職員は、控訴人X 1に対し、速やかに申告が行われているか、納付状況はどの程度か

などを告知すべきであった。とりわけ、控訴人X 1は、別件訴訟の和解に先立ち、平成18年11月末から同年12月初め頃、T税理士を通じて、控訴人X 2の申告や納付状況を確認しようとし、併せて、Aの死亡に伴う相続税の更正の請求を認めてもらえるかを確認しようとした。そして、控訴人X 2に未納分がある場合は、和解金を控訴人X 2に渡さずに未納分に充てる意思であった。

しかるに、堺税務署職員は守秘義務を楯にして、控訴人X 2の申告状況等を告知しなかったのであり、職務上通常尽くすべき注意義務を怠った。

イ 被控訴人の主張

(ア) 徴収義務違反

原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」4(4)のうち、原判決28頁4行目から29頁9行目までのとおりであるから、これを引用する。

(イ) 告知義務違反

財務省設置法19条は国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を国税庁の任務とし、相続税法34条4項も当該目的達成のための特別の法定責任として連帯納付義務を定めたものにとどまるから、これらの規定を根拠に、課税庁職員が、連帯納付義務者に対し、本来納税義務者の申告及び納税の有無に関する情報や税額を告知する義務を負うものではない。

国税通則法52条2項及び国税徴収法32条1項は、本来納税義務が確定したことを前提として第二次納税義務者等に税額や納付期限等を告知することを定めた規定であって、その確定前に本来納税義務者の申告及び納税の有無に関する情報を告知する義務を認める根拠となるものではない。そして、連帯納付義務者は自己の納付すべき税

額を全く知り得ないわけではなく、また、連帯納付義務は補充性を有しない点で、第二次納税義務等とは法的性質を異にするから、上記各規定が、連帯納付義務者に税額を告知する義務を生じさせる根拠となるものでもない。

したがって、堺税務署職員等は、連帯納付義務者である控訴人X 1 に対し、本来納税義務者であるB及び控訴人X 2の申告及び納税の有無に関する情報や控訴人X 1が支払うべき税額を告知すべき法的義務を負わない。

(8) 損害及び因果関係（争点10）

次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」4（10）（原判決36頁4行目から37頁9行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決36頁5行目から11行目までを次のとおり改める。

「ア 課税庁が、B及び控訴人X 2に対し適切な調査を速やかに行わず、漫然と無申告者を放置し、かつ、早期に贈与税が未納となっていることを控訴人X 1に対し告知しなかったため、少なくとも、控訴人X 1は、平成18年12月26日に別件訴訟の和解金として1億6000万円を控訴人X 2に支払うことになり、もって、連帯納付義務者として同額を課税庁に納付する機会を失ったから、上記（7）の告知義務違反により同額の損害を被ったといえる。」

イ 原判決36頁14行目の「8月頃には、少なくとも8403万5019円を保有しており、」を「8月頃あるいは堺税務署職員が徴収行為に着手することができた可能性が高い同年11月頃には、少なくとも8403万5019円を現金で保有しており、」に改める。

ウ 原判決36頁17行目から18行目にかけての「受け取っているところ、」を「受け取っており、平成19年初め頃には、これを保有していた

と推測されるところ、」に、22行目の「(4)」を「(7)」に改める。

- (9) 審査請求手続において本件審判官が国税通則法97条1項の規定する調査権限を行使しなかったことが違法か(争点11)。

原判決37頁21行目から23行目までを次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」4(11)(原判決37頁12行目から38頁11行目まで)のとおりで、これを引用する。

「 国税不服審判所は必要な資料の提出を求め、あるいは、国税通則法97条1項所定の質問検査権を行使して、争点主義的に運用し、十分な審理をすることが義務付けられている。そして、控訴人X1が具体的な争点を明らかにして釈明を求めていたのに、これに誠実に応じない原処分庁の主張を鵜呑みにし、他方、控訴人X1は主張反論の機会を失ったまま、裁決がされたのであるから、その裁決は著しく合理性を欠き、裁量権の逸脱又は濫用と評価すべきであり、審査請求の手続は違法である。」

- (10) 期限経過後の更正の請求を認めるべき事由があるか(争点13)。

次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」4(13)(原判決39頁7行目から40頁2行目まで)のとおりで、これを引用する。

ア 原判決39頁15行目の「法定申告期限」の次に「(平成18年10月●日)」を加える。

イ 原判決39頁17行目の「同原告は、」から23行目末尾までを、次のとおり改める。

「 控訴人X1は、平成20年2月16日及び同月19日付けの通知文書により、課税庁から本件連帯納付義務に係る未納額の通知及び還付金の充当処分を受け、初めて、本来納税義務者であるB及び控訴人X2が贈与税を支払っていないこと、その税額、本税及び無申告加算税の連帯納付義務を相続により控訴人X1が承継していることを認識した。しかも、

更正の請求の期間内に連帯納付義務の額が確定しなかったのは処分行政庁の怠慢が原因である一方、控訴人X 1には、B及び控訴人X 2が申告せず、納税もしなかったことに責任はなく、かえって、控訴人X 1は適正な課税・徴収を促して協力をしてきた。

したがって、本件ではやむを得ない後発的事由があるといえるから、本件更正の請求は、通則法23条2項2号又は3号により認められるべきである。」

- (11) 本件連帯納付義務が債務控除の対象となるか（争点14）。

原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」4（14）（原判決40頁4行目から24行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点1（AがBに対し本件土地を贈与したか等）について

- (1) 認定事実

以下のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1（2）（原判決41頁21行目から45頁4行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決42頁6行目から10行目までを以下のとおり改める。

「(イ) Aが代表者を務めるDは、O及びPとの間で、売買代金を1億0500万円、売買代金の支払時期を平成17年7月29日として本件土地を購入する旨の売買契約を締結した（甲29、30）。」

イ 原判決43頁4行目から16行目までを以下のとおり改める。

「(イ) Aは、Bから本件土地に関する諸費用として追加の借入を求められ、これまでも度々Bから金銭の要求をされていた上、今回はさらに執拗に金銭を要求されたため、これに対応するため、R弁護士（以下「R弁護士」という。）に相談をするよう

になった。また、Aは、控訴人X 1と長年同居する一方、前妻に対し毎月50万円を支払っていたところ、これらのAを取り巻く問題を解決するため、平成17年8月10日、控訴人X 1と正式に婚姻した上で、前妻に対しては1億円を支払うことにより、その関係を清算するとともに、Bからの金銭的な要求を防ぐとともに、相続時に問題が発生しないように、B及び控訴人X 2が今後一切の要求をしないとの条件の下で、B及び控訴人X 2に生前贈与することにより、Aを取り巻く問題を解決しようとした。そして、R弁護士は、Aの意向を踏まえて、本件合意書の案を作成し、Aは、同月26日、R弁護士立会いの下に、B及び控訴人X 2に対し、本件合意書の案を示して、その内容を説明したところ、B及び控訴人X 2が承諾したため、同月27日、本件合意書が作成された（前記前提事実（2）ア、甲13、乙20、33、控訴人X 1）。

（ウ） B及び控訴人X 2は、平成17年9月7日、本件合意書に従って、本件相続についての遺留分を放棄した。他方、Aは、同月15日、全財産を控訴人X 1に相続させ、B及び控訴人X 2には遺留分を超える生前贈与をしているため相続させない旨の遺言をした（前記前提事実（2）イ、ウ）。

Aは、B及び控訴人X 2が遺留分を放棄したことを踏まえ、本件贈与を実行することとしたが、Bとの紛争を防止するため、書面を作成し、Bに対する贈与の履行方法が紛れのないように明確に特定すべく、控訴人X 1に依頼し、本件覚書の案を作成してもらった上で、これをB及び控訴人X 2に示し、その了解を得られたので、A、B及び控訴人X 2はこれに署名押印し、本件覚書が作成された（前記前提事実（2）エ、乙13、33、

控訴人X 1)。」

ウ 原判決43頁25行目の「土地」の次に「(注：本件土地のこと)」を加え、44頁7行目の「S税理士(以下「S税理士」という。)」を「S税理士」に、12行目の「T(以下「T」という。)」を「T」に改める。

(2) 検討

ア 上記(1)のとおり、Aが代表者を務めるDは、O及びPとの間で本件土地を1億0500万円で購入する旨の売買契約を締結したこと、Dは、平成17年7月29日、Q信用組合から1億7500万円を借り入れ、これを原資として、O及びPに対し、本件土地の売買代金として少なくとも1億0500万円を支払ったこと、本件土地につき、同日、O及びPからDに対する所有権移転登記手續がされたことからすれば、本件土地の所有権は、同日、O及びPからDに移転したものと認められる。

そして、上記(1)によれば、Dが本件土地を購入したのは、Eの実質的な経営者であり、Eの事業用に本件土地の購入をしようとしていたBが、資金繰りの関係から、Aに対し、その購入代金等を金融機関から借り入れてほしいと要請したことに起因すること、Dは、O及びPから本件土地を購入した日である平成17年7月29日に、Eとの間で、売買代金の支払日、本件土地の所有権移転及び引渡日を同年10月末日までとして、本件土地を売却する旨の契約書を作成したことからすれば、同年7月29日の時点では、Dの代表者であるAとEの実質的な経営者であるBとの間では、DがEに本件土地の所有権を移転することが予定されていたものといえる。その後、上記認定の経緯で本件合意書が作成されたのであるが、前記前提事実のとおり、本件合意書には、Aの財産は概ね次のとおりであることを確認するとして、現金及び預貯金15億円、不動産、有価証券が列挙されていたが、列挙された不動産の中には本件土地は記載されていなかったことからすれば、本件合意書が作成された時点でも、Aは、本件土地の

所有権者はAではなく、Dであると認識していたと考えられる。

イ しかし、他方、Aは、Dの代表者として、本件土地をO及びPから購入した後、Bからの金銭的な要求を防止し、将来起こり得る相続を巡る紛争を防ぐことを目的として、B及び控訴人X2との間で、B及び控訴人X2による遺留分放棄の許可審判が確定することを停止条件として、B及び控訴人X2に対し、各4億5000万円を生前贈与する旨の合意をしたから、上記の停止条件が成就すれば、Aは、Bに対し、4億5000万円を贈与しなければならないところ、B及び控訴人X2は、上記合意後、間もなくして、遺留分放棄の許可を申し立て、その許可をする旨の審判がされたため、Aは、Bに対し、4億5000万円を現実に贈与しなければならないようになった。そして、その贈与の方法は、本件合意書において、預金名義の変更又は現金交付その他適宜の方法によるものとされていたため、Aとしては、必ずしも、現金を交付したり、預金債権を譲渡（預金名義を変更）する必要はなかったところ、Aが代表者を務めるDが所有する本件土地は、これを購入した経緯からして、DにとってもAにとっても必要なものではなく、そのため、本件土地を贈与することにより、AのBに対する4億5000万円の贈与に代えることができれば、Aにとっては好都合であったと考えられる。そこで、Aは、Bに贈与することになっていた4億5000万円のうち、2億7500万円は現金で支払い、残りの1億7500万円についてはその支払に代えて、本件土地を贈与することとし、Bとの紛争を防止するため、Bに対する贈与の履行方法が紛れのないように明確に特定した書面を作成しておく必要があると考え、控訴人X1に依頼し、本件覚書の案を作成してもらい、これをBに示し、その内容で了解を得られたため、AとBは本件覚書に署名押印し、もって、本件覚書の内容の合意をしたのである。

ウ そして、上記イの説示に加え、本件覚書（甲4）には、その前文とし

て、AとBとの間に合意が成立し作成した本件合意書に基づき、次のとおり生前贈与を本日実行する旨が記載されており、DがEに贈与するといった記載はされておらず、署名押印欄にも、Dの代表者やEの代表者による署名押印はされておらず、AとBの署名押印がされていることからして、本件覚書による合意をしたのは、A個人とB個人であることは明らかであること、上記の前文の内容に加え、本件覚書の第2項において、AはBに対し、生前贈与実行金額総額4億5000万円を、現金にて2億7500万円を支払い、1億7500万円については、本件土地をB又はBの希望する名義に所有権移転登記することにより支払うと記載されていることからすれば、AとBの間では、A個人が、B個人に対し、現金2億7500万円を贈与するとともに、現金1億7500万円の支払に代えて、本件土地の所有権を移転することにより、本件土地を贈与し、Bがこれらを受贈するとの意思表示が合致したと認めるのが相当である。

そして、A個人が、B個人に対し、4億5000万円を現金及び本件土地をもって贈与したからこそ、Aは、その生前にBに対し、Bには4億5000万円につき贈与税が発生すると推測される旨の書面を作成したと考えられるし、Aの死亡後、本件覚書の案をAの意向に基づき作成した控訴人X1から本件相続についての相談を受けていたS税理士もAがBに対し4億5000万円の贈与をしていたことを前提として、堺税務署職員に申入れをしたことや、控訴人X1から依頼を受けたR弁護士が、Bに対し、Aから平成17年9月に4億5000万円宛の贈与を受けたので、納税申告をするよう連絡したこととも整合する。

エ もっとも、上記アのとおり、本件土地は、O及びPからDが買い受けたものであるから、O及びPから所有権の移転を受けたのはDにほかならないのであるが、DはA、控訴人X1及び事務員1名の小規模な会社であり(乙21)、その代表者であるAが、本件土地をBに贈与した以上、

本件覚書の作成に先立ち、本件土地の所有権がDからAに移転することを容認していたか、AがBに本件土地の贈与の意思表示をすると同時にそれを追認ないし追完したことは明らかであるから、本件土地の所有権は、DからAを通じBに移転したものというべきである。

オ そして、本件土地の所有権移転登記手続は、本件覚書が作成された日のわずか2日後にされていること、AからBに対する1億7500万円の贈与については、本件土地をB又はBの希望する名義に所有権移転登記することにより支払うとされていることからすれば、上記手続は、本件覚書に基づくAからBに対する本件贈与の履行として行われたものと認められる。

もともと、本件土地の所有権移転登記は、DからEに対してされているところ、Aとしては、Bに対して4億5000万円を贈与しなければならず、その一部の履行として、本件土地を贈与したのであるが、そのことは本件覚書において明確にされ、Bもこれに署名押印している以上、費用を支出してまで、所有権移転登記をDからA名義にする実際上の必要はなく、また、Aにとっては、DからB名義に登記を移転するかBが指定した者の名義に登記を移転するかはどちらでもよかったと考えられる。他方、Bとしても、Aが事前に約束していた4億5000万円に相当する財産の移転を受けることができればよく、本件土地の名義をAからBに移転することにこだわるべき格別の理由はなく、かえって、本件土地は、もともと、BがEの事業用に購入をしようとしたが資金繰りがつかないため、Aに依頼して購入してもらったものであることからすれば、BとしてもEの名義に登記を移転することが便宜であったし、B名義に登記を移転した上で、費用を支出してEの名義に登記を移転するという迂遠な方法を執る実益もなかったと考えられる。

そうすると、既にD名義でされている所有権移転登記を、AやB名義に

することなく、本件覚書に基づく本件贈与の履行として、E名義にするとの手続が執られたとしても何ら不思議なことではなく、DからEに所有権移転登記がされたことから、上記ウ及びエの認定判断が左右されることはない。

カ 控訴人X 1は、本件土地の価額は1億0500万円と評価すべきであると主張するが、この主張には理由がない。その理由は、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1（3）ウ（イ）（原判決47頁10行目から24行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

キ 以上によれば、B平成17年分申告はその基礎となる事実に誤りはなく、その誤りがあることを前提として、同申告が一部無効であるとの主張は、その前提を欠くものというべきである。

2 争点2（Aが控訴人X 2に本件各定期預金を贈与した時期はいつか等）について

（1） 認定事実

原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」2（2）（原判決48頁15行目から52頁21行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

（2） 検討

以下のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」2（3）（原判決52頁23行目から58頁5行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決55頁1行目の次に改行して、以下の記載を加える。

「 控訴人らは、平成14年1月24日に行われた預替えの手続に先立ちQ信用組合の担当者がAのもとを訪問した際には、Aは印鑑を持っておらず、そのため、上記担当者が「異例扱」で処理をせざるを得ず、Aが控訴人X 2に印鑑を持参させた上で、同日、預替えの手続が行わ

れ、その終了後、Aは、上記手続に使用した印鑑を控訴人X2に返す際に、控訴人X2に対し、「これも持つとけ、こんなことをしてくれる親はおらんぞ」と言って、本件各定期預金②の新しい預金証書を渡した可能性が高いと主張する。

しかし、証拠（乙40、41）によれば、Q信用組合の担当者であるWは、本件各定期預金②の満期日が到来する前に、Aの指示で継続の手続を執ることになり、満期日である平成14年1月24日の営業開始時刻前に、定期預金入金票（新約用）及び定期預金申込書（兼印鑑票）に預金の名義人の氏名等を記入したものの、その時点では預金者の署名押印が得られないことから、「印なし」「異例扱」の処理によって、新たな定期預金証書の発行の手続を執り、その上で、白紙の定期預金申込書（兼印鑑票）及び新たな定期預金証書を持参して、Aのもとを訪れ、上記定期預金申込書（兼印鑑票）に署名押印を得て、新たな定期預金証書をAに渡したものと認められるから、「印なし」「異例扱」の処理がされているからといって、Aが印鑑を所持していなかったということにはならない。」

イ 原判決57頁24行目の次に改行して、以下の記載を加える。

「 控訴人らは、書面によらない贈与の場合、財産の取得時期はその履行が終了した時であり、相続税法基本通達1の3・1の4共―11本文によれば、名義の登録・変更を伴う定期預金の贈与の履行の終了時期については、原則として、預金の開設時期に贈与がなされたと推認されることになり、別の時期に贈与されたと主張する者は、その推認を破る事情を反証する必要があると主張する。

しかし、相続税法基本通達は、財産取得の時期の原則につき、「贈与による財産取得の時期は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次によるものとする。」とし（同通達1の3・1の4共―8）、「贈与

の場合 書面によらないものについてはその履行の時」と定めた上で（同通達 1 の 3・1 の 4 共－ 8（2））、財産取得の時期の特例として、「所有権等の移転の登記又は登録の目的となる財産について 1 の 3・1 の 4 共－ 8（2）の取扱いにより贈与の時期を判定する場合において、その贈与の時期が明確でないときは、特に反証のない限りその登記又は登録があった時に贈与があったものとして取り扱うものとする。」と定めている（同通達 1 の 3・1 の 4 共－ 11）。そして、上記で認定したとおり、本件各定期預金については、贈与における財産取得の時期を認定することができるから、上記特例による必要はないので、控訴人らが主張する枠組みによる必要はない。」

3 争点 6、7（控訴人 X 1 は、延滞税及び無申告加算税について連帯納付義務を負うか）について

現行法の解釈としては、延滞税及び無申告加算税についても連帯納付義務の対象になると解さざるを得ず、また、国税通則法 66 条 1 項ただし書の「正当な理由」に係る控訴人 X 1 の主張を採用することもできない。その理由は、以下のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第 3 当裁判所の判断」6 及び 7（原判決 63 頁 25 行目から 64 頁 22 行目まで及び 25 行目から 65 頁 15 行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

- （1） 原判決 64 頁 18 行目の「ときには」の次に「、法的には」を加える。
- （2） 原判決 64 頁 19 行目の「としても」から 20 行目末尾までを「とすることが不合理であるとまではいえない。」に改める。

4 争点 12（控訴人 X 2 が X 2 平成 15 年分贈与税として納付した誤納金は、X 2 平成 17 年分贈与税に充当されるべきであり、その結果、誤納金充当処分が義務付けられるか）について

原判決の「事実及び理由」の「第 3 当裁判所の判断」9（原判決 69 頁 3 行目から 15 行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

5 争点4、5（徴収義務、告知義務違反等）について

（1） 徴収義務違反について

以下のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」4（原判決59頁12行目から60頁19行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決59頁11行目末尾の次に改行して、以下の記載を加える。

「（1） 控訴人X1は、本来の納税義務の申告期限が既に経過しており、連帯納付義務者から贈与税の成立を裏付ける資料の提出があり、申告・徴税を促すよう課税庁に申入れがあった場合には、課税庁は、速やかに調査に着手し（国税通則法74条の3）、督促状を発し（同法37条2項）、決定処分（同法25条）を視野に入れて、本来納税義務者に申告を促すなどして、租税債務を確定させ、徴税手続を執る義務が発生する旨主張する。

税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準及び税額等を決定するものとされており（国税通則法25条本文）、平成18年当時、税務署等の当該職員は、平成23年法律第114号改正前の相続税法60条に基づき、相続税又は贈与税に関する調査等について必要があるときは、納税義務者又は納税義務があると認められる者等に質問等を行うことができた。

もっとも、質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているのであって（最高裁昭和48年7月10日第三小法廷決定・刑集27巻7号1205頁、最高裁昭和58年7月14日第一小法廷判決・月報30巻1号151頁参照）、財産を贈与した者又はその相続人から贈与した旨の主張がされ、これを裏付け

るものであるとして資料が提出され、本来納税義務者に対する申告の促しや徴収を行うよう申入れがされたとしても、直ちに、その申入れを行った者との関係で、所要の調査を行うべき義務や徴収ないし徴税手続を行うべき職務上の注意義務が発生するものではない。」

イ 原判決５９頁１２行目の「(１)」を「(２) そして、」に改め、１６行目の「上記３のとおり、」を削り、２４行目の「(２)」を「(３)」に改める。

(２) 告知義務違反について

次のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第３ 当裁判所の判断」５（原判決６０頁２４行目から６３頁２３行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決６０頁２５行目の「上記３のとおり、」を削る。

イ 原判決６１頁９行目の「を根拠として」を「の趣旨目的に照らせば」に改める。

ウ 原判決６１頁１８行目の末尾に「そして、上記の各規定の趣旨目的を踏まえても、堺税務署長や堺税務署職員等に対し、連帯納付義務者に税額を告知することが義務付けられていたとする根拠を見出すことはできず、現行法の解釈論として、そのような義務を認めることは困難であるといわざるを得ない。」を加える。

６ 争点１１（審査請求手続において本件審判官が国税通則法９７条１項の規定する調査権限を行使しなかったことが違法か）について

原判決の「事実及び理由」の「第３ 当裁判所の判断」８（原判決６５頁１８行目から６９頁１行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

７ 争点１３（期限経過後の更正の請求を認めるべき事由があるか）について

原判決６９頁末行の「同月１９日に」を「同月１９日付けの」に改めるほか

は、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」10（原判決69頁17行目から70頁21行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

8 小括

以下のとおり改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」11（原判決70頁23行目から73頁14行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

- （1） 原判決71頁1行目から2行目にかけての「相続税法34条4項の規定は憲法29条及び13条に違反せず（争点3）、」を削る。
- （2） 原判決71頁12行目の「争点3」を「争点4」に改める。
- （3） 原判決71頁17行目の「争点1から5」を「争点1、2、4及び5」に改める。

9 結論

以上によれば、控訴人らの請求をいずれも棄却した原判決は相当であるから、本件控訴は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 田川 直之

裁判官 安達 玄

裁判官 石丸 将利